

発議案第2号

大網白里市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び大網白里市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

令和8年3月19日

大網白里市議会議長 小倉利昭様

提出者	議会運営委員会	委員長	土屋 忠和
賛成者	議会運営委員会	副委員長	引間 真理子
	議会運営委員会	委員	猪崎 紀人
	議会運営委員会	委員	小金井 勉
	議会運営委員会	委員	北田 宏彦
	議会運営委員会	委員	岡田 憲二

提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症流行当時において、当該感染症対策のために委員会をオンラインにより開催することについて許容する見解が示されたことから、当市議会においても委員会のオンライン開催に対応することにより、災害時や感染症の流行期における委員会運営に備えるため改正を行おうとするものです。

別 紙

大網白里市議会委員会条例の一部を改正する条例

大網白里市議会委員会条例（昭和62年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ア中「、都市整備課及び下水道課」を「及び都市整備課」に改め、同号ウ中「ガス事業課」の次に「及び下水道課」を加える。

第4条の2第2項中「委員会の委員」の次に「（以下「議会運営委員」という。）」を加える。

第5条第2項中「委員会の委員」の次に「（以下「特別委員」という。）」を加え、同条第3項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改める。

第10条の見出し中「議事整理」を「議事整理権」に改める。

第11条第1項中「、又は」を「又は」に改め、同条第2項中「、又は委員長及び副委員長が欠けたとき」を削る。

第13条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第13条の2 委員長は、委員について、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第19条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第22条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第23条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第26条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第26条の2第3項中「第24条、第25条及び第26条」を「前3条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるすることができる。

第27条第1項中「書面」を「記録」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第27条第4項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。